

第 53 回福岡市個人情報保護審議会議事録

日 時	平成 27 年 3 月 30 日 (月) 13:30~14:50
場 所	福岡市役所 15 階 1503 会議室
出席者	<p>(1) 委員 (五十音順, 敬称略)</p> <p>石森 久広 五十川 直行 稲葉 美由紀 今泉 博国 撫尾 桂子 田邊 宜克 馬場 明子 楠下 広師 村上 裕章</p> <p>(2) 事務局</p> <p>情報公開室長 豊嶋 英司 個人情報保護係 係員 曾我 まどか 係員 浅地 瑞保</p> <p>(3) 実施機関</p> <p>保健福祉局総務部国民健康保険課 国民健康保険課長 小川 明子 医療費適正化係長 讚井 紀子 医療費適正化係員 秋山 圭太</p>
議 題	<p>1 番号法の施行に伴う福岡市の個人情報保護制度のあり方について (諮問)</p> <p>2 諮問に係る審議方法について</p> <p>3 個人情報の公益上の取り扱いについて (諮問)</p>

開 会

(会長) 第 53 回福岡市個人情報保護審議会を開催する。本日は委員 2 名が欠席だが、条例第 59 条で定める過半数の出席を満たしていることから、審議会は成立している。また、本審議会は、公開であり、議事録も公開されることになる。

議題 1 番号法の施行に伴う福岡市の個人情報保護制度のあり方について (諮問)

(事務局) 資料に沿って説明。

(会長) 特定個人情報の保護評価について保護評価部会で議論しているが、今回は、条例改正に係る諮問について審議していただく。諮問に対する答申としては、どのようなものが想定されているのか。

(事務局) 事務局から条例改正案を提示するので、それについてご審議いただき、改正条例に盛り込むべき内容や、改正の方向性に関する答申をいただければと思う。

(会長) わかった。なお、条例第 56 条第 2 項第 4 号の「運用」という言葉に、制度改正を含むかという問題がある。本件は重要事項であることは間違いないが「運用」といえるかが問題であり、解釈次第ということもあるだろうが、厳密に解するには議論が必要だと思われる。

この点については、他市町村の規定等を検討し、改正した方がよいのであれば、将来的に条例改正を考えた方がよいだろう。今回は、この条文でカバーするとい

うことで、審議会の審議の範囲であるとして諮問を受けることとする。
今回は改正すべき事項等ということで、改正すべき方向性を答申していく趣旨であって、個別の条文を作るというものではないということによいか。

(事務局)

そうである。

(会長)

では、審議会において、改正すべき点を検討し、審議のうえ答申を行いたい。

議題2 諮問に係る審議方法について

(事務局)

資料3に沿って説明。

(会長)

条例改正に係る審議方法について、事務局提案のようにしたいと思うが、よろしいか。

(委員)

了承。

(会長)

では、そのようにしたい。次に、新たに設置する個人情報保護制度部会の委員について、部会の委員については、条例第61条2項が準用する第60条第2項に「部会に属する委員の数は、5人以上とし、審議会の委員のうちから会長が指名する」と規定されている。今回の制度部会についても、委員は5名で会長が指名することとなる。そこで、今回設置される制度部会について、条例改正に関する事項は法律的観点が必要となるので、不服申立て部会の委員を指名したい。

(委員)

了承。

議題3 個人情報の公益上の取り扱いについて（諮問）

(実施機関)

資料に沿って説明。

(委員)

仮に、このような取扱いにつき了解を求めた場合に、ご了承いただけるだろうか。

(実施機関)

健診の際には、喫煙、飲酒の状況等の生活習慣を問診票に記入していただいている。一般的な問診の内容ということで考えれば、情報の提供については、頑なに拒否をされるような内容のものではないと考えている。

(委員)

取扱う情報は、必ずしも問診で答えたことだけではないのではないか。

(実施機関)

健診データなので、健診における健康状態等もその情報の中に当然入る。

(委員)

実施機関の6つの部署が、今まで別々のデータベースを使っていたが、関連するので、お互いにデータベースを共有した方がよいだろうという考えに基づき、6つの部署が同じデータベースを共有するという理解でよいのか。

(実施機関)

資料の3ページにサーバに関する図があるが、福岡県国保連合会にあるサーバに総合的なデータが入り、端末から閲覧をするときには、資料4ページにある利用範囲についての表にあるように閲覧の制限がかかるという状況になる。

(会長)

国保中央会との関係はどういったものか。KDBサーバの利用ということだが、国保中央会とKDBサーバとの関係はどういったものなのか。

(実施機関)

福岡市のそれぞれの事業のデータがシステムに保管されている。国保データベース(KDB)システム導入後は、それぞれのシステムにデータを突合する仕組みとして、国保中央会のKDB共同処理センターにおいて、各都道府県が有する国保連合会のデータを処理するようになる。福岡県国保連合会から国保中央会へデータのやりとりが行われることとなるが、その際には2重の暗号化をして提出するので、国保中央会においては、個人情報暗号化したままでデータが処理される。

(会長)

国保中央会への情報提供は、個人情報の提供にあたらぬということか。

(実施機関)

そうである。

(会長)

国保連合会と市とのやりとりは、どのような整理になっているのか。

(実施機関)

もともと、各国民健康保険、介護保険、健診等の各事業を支援するというので、各個別法に記載がある国保連合会が審査支払業務を担当しているので、その関係で国保連合会はデータを保有している。今回のKDBシステムの利用にあたって

は、別途委託契約を結んで行うことになり、福岡市及び県の個人情報保護条例、国保連合会の個人情報保護方針に従って、その中で定められた運用業務に限ってデータを利用するということになる。

(会長) 委託契約ということで提供にあたらぬということでしょうか。

(実施機関) そうである。

(会長) 実際は、KDBサーバを使うということであるが、国保連合会は委託先であり、また国保連合会と国保中央会との情報のやり取りにおいては、個人情報ではなくなるので、条例の適用を受けない。あくまで、保険者である市町村や福岡県後期高齢者医療広域連合とのやりとりということになるのか。

(実施機関) そうである。

(会長) 諮問の内容としては、広域連合からの個人情報の本人外収集、関係部門における相互利用及び福岡市の個人情報を広域連合へ提供することについてである。KDBサーバを使うことによって、様々なサービスが提供できるようになることから、公益性があると思われる。また、その際にも、認証や利用権限、暗号化によって個人情報の保護がなされ、情報が改ざんされないように配慮されている。以上についてご意見ご質問あるか。

(委員) 対象者へ個別に利用目的の通知は行うのか。

(実施機関) 個別の通知は行わず、通常その他の個人情報と同様に、目録として公開を行う。全体として、KDBを使った事業として利用するデータについての公表をする。

(委員) 以前の照会においては「個別の保健指導には利用しないこと」と条件がついているが、なぜ今回は個別の保健指導に利用することとなったのか。

(実施機関) 個別の保健指導に利用することで、身体の状態等を総合的に把握し、各症状の悪化のリスクが高い方に対して効果的に指導や予防を行っていくことが可能になる。例えば、要介護状態になった方の原因疾患が脳梗塞であった場合、再発すると、さらに介護が必要になると想像できるため、最初の発症後に、高血圧等の生活習慣病の治療を実施することが重要となる。医療情報により治療の情報が把握できるため、治療を中断されている場合には、さらに指導を行っていくことが可能となる。KDBシステムの活用により、特定健診の受診勧奨や保健指導の実施、介護状態の重度化防止や、要介護状態となるリスクの高い方の抽出及び早期接触が可能となる。

(委員) それは平成17年度に行った、前回の意見照会時も同じではなかったのか。

(実施機関) 以前は、個別の対応を想定する段階ではなく、医療と健診の状況がどのような関連があるのか、生活習慣病と健診のつながりを統計的に把握する目的がメインだった。今回は、リスクが高い方を抽出してより効果的効率的に健診の事業、介護事業、介護予防事業を進めていくというシステムである。

(委員) 平成17年という、介護保険が始まって5年程であり、最初の改正があった時期なので、予防という側面がまだ含まれていなかった。現在は、医療と介護の連携が注目され、その必要性が高まっており、データベースの利活用は非常に重要だと思うが、データに基づいて個人にアプローチする人材が行政の方で足りているのかは疑問である。そのあたりについても対応していただきたい。

生活保護の担当課との情報共有は考えていないのか。貧困の問題とも関連性がある分野であり、介護や医療を受けたくても受けられないという状況がある、生活保護とも深く関連しているのではないかと、検討していただくとよいと思われる。

(実施機関) 現時点では、生活保護との共有は考えていない。

(委員) 他県でも導入しているのか。

(実施機関) KDBは全国共通のシステムであり、当然他の自治体も取り入れている。市町村国保では、全体の96%がすでに参加している。

(会長) 今の状況から必要性はあるだろうが、色々な個人情報を利用し、突合するため、

個人情報の侵害や悪用の危険性があることは認識されていると思う。そこは注意していただきたい。

(委員) 了承。

(会長) それでは、この件に関して承認することとする。部会において想定される審議方法の内容について事務局から説明があったように、新たな部会を設置し、部会において議論することが適当と思われる。条例改正に係る答申の内容については、次回の全体会で報告したいと思う。では本日はこれで閉会する。

議事終了 閉会